

令和元年6月19日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2018

課題番号：25285026

研究課題名(和文) 中小企業の会計とその適正性の確保

研究課題名(英文) Accounting for SMEs and Measures to secure its appropriateness

研究代表者

弥永 真生 (Yanaga, Masao)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：60191144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,300,000円

研究成果の概要(和文)：コストとベネフィットとのバランスを図るという観点から、諸外国においては中小企業の会計についてどのような制度設計がなされているのか、とりわけ、IFRS for SMEsに対する姿勢を調査した。

他方で、中小企業の会計の信頼性の確保の方策について調査を行った。(i) 法定監査にあたって中小企業の特徴に注目する国(連合王国、カナダ、フランスなど)、(ii) 簡易監査、拡張されたレビューあるいはレビューを法制度として導入した国(スイス、デンマーク、南アフリカなど)、(iii) 任意監査、財務諸表の調製などが活用されている国(ドイツ、アメリカ合衆国、フランスなど)における実態を明らかにできた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国においても、中小企業の会計は会社法(商法)との関係で議論の対象となってきたことに加え、中小企業の資金調達という観点からも重要であると認識されてきた。また、簡易監査や会計調査人制度が検討されたこともある。しかし、これらの問題は未解決のまま現在に至っている。そのような中で、本研究で得られた(従来の研究では全く明らかにされていなかった成果を多く含む)諸外国における経験・課題認識についての紹介・分析は、我が国における今後の議論や検討にとっての貴重な基礎的資料・原動力となると期待できる。

研究成果の概要(英文)：In order to balance costs and benefits, we investigated what kind of system design is being made for accounting for SMEs in European and American countries, in particular, attitudes towards IFRS for SMEs.

On the other hand, we surveyed measures to ensure the credibility of accounting in SMEs and have grasp the actual situation and challenges in: (i) countries that focus on the characteristics of SMEs in statutory audits (United Kingdom, Canada, France etc.); (ii) countries that have introduced simplified audits, expanded reviews or independent reviews into legal systems (Switzerland, Denmark, South Africa etc.); and (iii) countries where voluntary audits/reviews as well as compilation [including Bescheinigung], etc. have been made use of (Germany, the United States, France, etc.).

研究分野：会社法、会計学、監査論

キーワード：中小企業 監査基準 レビュー コンプレッション 会計 任意監査

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) ヨーロッパ連合(EU)においては、2005年から規制市場に上場されている会社の連結計算書類を国際会計基準に基づいて作成することが要求され、EU構成国の中には、全部または一部の会社について、単体の計算書類を国際会計基準で作成することを要求し、または許容しているものもある。また、オーストラリア、ニュージーランド、カナダをはじめとする、ほとんどの英連邦諸国では、会社法(及び証券法)に基づいて作成が要求される計算書類及び連結計算書類を、原則として、国際財務報告基準を適用して作成することを要求している。このような政策・立法の採用に至る過程において、これらの国々では、小企業に対する影響の観点から、会計規制のあり方をめぐる議論が活発になされた。

(2) 国際会計基準の導入とは無関係に、主として、ヨーロッパ諸国では、中小会社を念頭に置いた会計規制が検討されてきた。すなわち、少なからぬ国では、differential reporting という観点からの研究・分析が行われ、また、立法や規制に反映されてきたし、国際会計基準との関連では、中小規模企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)をめぐる議論がなされてきた。しかも、近年、ヨーロッパ連合レベルでは、小規模会社にとっての負担を軽減するという観点から、検討が加えられ、また、立法提案が行われている。

(3) 中小会社の計算書類の適正性を確保するという観点から、ヨーロッパ諸国では、さまざまな工夫が行われている。簡易監査やレビューの活用のほか、たとえば、ドイツでは、ベシヤニグング(Bescheinigung)という仕組みが利用されている。

(4) 日本においても、一部の会計学研究者などによって、諸外国の制度を紹介した論稿が存在するものの、近年では、包括的な研究成果は公表されていなかった。しかも、法律学の研究者によって、法的視点からあるいは法律学の研究手法を用いて、この問題を網羅的に検討した論稿は公表されていなかった。

2. 研究の目的

会社法との関連で、中小企業の会計(differential reporting)及びその信頼性を確保する仕組み(監査、レビューなど)について分析を加え、ヨーロッパ連合及びその構成国、国際財務報告基準のアドプションを行ったいくつかの国々(オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ブラジル)及びアメリカ合衆国における議論から示唆を得る。すなわち、諸外国における立法やそのエンフォースメントについて調査を行い、その成果から日本法への示唆を得る。日本においては、中小会社の会計の適正性を確保する仕組みが必ずしも十分ではないと指摘されていることから、コスト・ベネフィットをふまえて、諸外国ではどのような制度が構築されているのかに重点をおく。

(a)中小企業における会計、(b)商法または会社法の下で中小企業に求められる開示、及び、(c)中小企業の計算書類の信頼性の向上のための社会的仕組みという、3つの重要な個別的問題について、EU、EU構成国、カナダ・オーストラリア・ニュージーランドにおいて、どのような議論と対応がなされてきたのかを調査・分析し、日本の制度に対する示唆を得る。コストとベネフィット、有用性と信頼性などのトレード・オフを前提として、どのような仕組みとどのような要求が社会的に好ましいと考えられるのかという問題を考察する。

そして、時間が許す限りで、刑事罰をはじめとする実効的なエンフォースメントとしてどのような手法が採用されているのか、諸外国はどのように対応してきたのかを分析し、日本法上の立法論・解釈論へのさらなる示唆を得ることを目指す。

3. 研究の方法

研究目的を達成するための研究計画・方法の2本の柱は、文献(議会議事録などの第1次文献を含む)・裁判例等の収集・分析と会社法を所管する省庁、委員会あるいは会計・監査事務所におけるインタビューあるいはそれらに対する問い合わせ等であった。本応募研究課題の研究目的に照らすと、必ずしも、十分な文献が存在しない可能性があり、インタビューや問い合わせ等(研究方法)をおこなった。他方で、たとえば、中小会社の計算の信頼性の確保は、必ずしも、国際財務報告基準のアドプションとは関係なく、各国において議論が積み上げられてきたこと、大会社と小規模会社の負担軽減の必要性についての分析と対応は、時代を超えて、重要な政策課題であったことなどから、文献の収集・分析(研究方法)によった。

第1に、EUについては、欧州議会の議事録のうち関連部分を入手した。また、ヨーロッパ会計士連盟(FEE)(現在はAccountancy Europe)がどのような姿勢をとり、意見を述べているかが、従来、ヨーロッパにおける会計規制においては重要であったので、ヨーロッパ会計士連盟の意見書等を収集した。さらに、欧州委員会が、IFRS for SMEsについて意見照会を行い、他方で、中小会社の負担を軽減する指令案を公表後、議論があったという事実を踏まえて、それに関する各国の対応に関する資料を収集した。

第2に、個別国については、会計関連立法の時期を把握するための作業を行なった。すなわち、会社法(商法)中の会社の計算に関する規定の改正時期、財務諸表法などの制定・改正時期などを調査し、法令の条文の入手に努めるとともに、改正関連の立法資料の所蔵を調査し、適宜、入手した。

第3に、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドなどが、国際財務報告基準をアドプションしているが、その際に、中小企業に対する影響・配慮に関して、どのような検討がなさ

れたのかについては、日本において十分に紹介されていないが、これらの国々では、会社法改正に先立って報告書等が公表されることが多いので、そのような報告書等の有無を調査し、存在する場合には、入手した。

第4に、個別国について、文献・資料から発見された問題点・疑問点の解消と資料の補充のため、それらの国々の大学または監査人団体もしくは税務専門家団体等を訪問し、インタビューを行い、資料を収集した。

4. 研究成果

(1) 中小会社の会計

EU 構成国においては、(EU がエンドースした IFRS/IAS によって上場会社の連結財務諸表[国によっては、個別財務諸表も]を作成しなければならないことと対照的に)中小会社の会計は商法典・会社法などの制定法もしくは命令または国内基準によって規律されている。そして、中小企業向け IFRS は、スイスにおいては会社法上、認知されているものの、少なくとも、拡大前 EU 構成国においてはほとんど採用されていない。これに対して、中南米においては、中小企業向け IFRS を法制上受け入れている国が多い。たとえば、ブラジルでは、会計基準委員会が、中小企業向け IFRS のポルトガル語版であるブラジル会計原則実務基準 19.41(NBC - T - 19.41)『中小企業の会計 (Contabilidade para Pequenas e Médias Empresas)』を採択し、2009年12月に、会計全国評議会が2009年決議第1255号により、これを承認した。その後、この基準は、会計全国評議会の2011年決議第1329号により、ブラジル会計原則実務基準 一般 (Normas Brasileiras de Contabilidade - Normas Técnicas - Gerais) 1000 (NBC TG1000) とされた。『中小企業の会計』に、会計全国評議会は、一般目的の財務諸表の作成基準であるという位置づけを与え、その特定の情報ニーズに対応した報告を要求できる立場にはない広い範囲の利用者の経済的意思決定にとって有用な、事業体の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローについての情報を提供することを財務諸表の目的であるとしている。

もっとも、ブラジルでは、会計全国評議会が、2007年決議第1115号 (Resolução CFC n.º 1.115/07, Aprova a NBC T 19.13 - Escrituração Contábil Simplificada para Microempresa e Empresa de Pequeno Porte) により NBC T19.13 「零細企業および小規模企業のための簡易化された簿記 (Escrituração Contábil Simplificada para Microempresa e Empresa de Pequeno Porte)」を承認した。そして、2012年決議第1418号 (Resolução CFC n.º 1.418/12, Aprova a ITG 1000 - Modelo Contábil para Microempresa e Empresa de Pequeno Porte) により、解釈指針1000 (ITG 1000) 『零細企業および中小企業のための会計モデル (Modelo Contábil para Microempresa e Empresa de Pequeno Porte)』を承認した。これは、実務基準 一般 1000 の適用を緩和するものと位置付けられている。

(2) 中小会社の計算書類の信頼性の確保の方策

コモンウェルス諸国は、中小会社も(原則として)監査の対象とするという建前をとったうえで、コストとベネフィットとのバランスを図るというアプローチを基本的に採用している。(現在では法定監査が強制される会社の範囲が狭くなったものの、伝統的には)連合王国では、中小会社の監査の特質について検討が加えられてきた。たとえば、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会が1972年11月に公表した監査基準U18『小会社の監査問題』では、被監査会社の規模にかかわらず、監査の特徴は本質的には同じであり、小会社の監査にもUシリーズの監査基準がすべて適用されるという前提を確認したうえで、Uシリーズが定める原則や手続きを適用することに困難さをもたらす小会社の特質を背景とする小会社監査の問題点を指摘していた。そのうえで、経営者陳述書に大きく依拠する意見表明(Example 6)を認めることや文書化の負担を軽減することなどが試みられてきた(とはいえ、監査は監査という考え方が支持されており、中小会社の監査向けの監査基準という考え方は有力ではない)。また、カナダにおいても、『中小事業体の監査』についてのガイダンスが策定・公表されてきている。監査基準レベルでは、フランスが注目に値する。フランスにおいては、法定監査について監査基準 (NEP) 910 (商法典 L. 823-12-1 条にいう事業体の年度計算書類の監査証明) が策定・公表されている。

他方、中小会社については、監査以外の保証を受けることを要求するというアプローチもみられる。たとえば、監査に代えて、スイスでは簡易監査、デンマークでは拡張されたレビューを受けることが一定規模以下の会社には認められている。また、南アフリカでは社会的重要度がとても高い会社については監査を受けることを要求しているが、社会的重要度が一定のレベル以下の会社については独立した専門家によるレビューをもって監査に代えることができるものとされている。これに対して、連合王国では、独立した専門家によるレビューの会社法への導入が何回か検討されたが、制度化されず、現在のところ、制度化への動きもみられない。

さらに、中小会社の計算書類については、法令によって監査その他の保証を受けることを要求するのではなく、会社が任意に監査その他の保証を受けることを前提とするという国もある。たとえば、アメリカ合衆国では、会社法上、監査等は強制されておらず、任意の監査またはレビューが広く用いられている。また、ドイツでは、任意監査もさることながら、ベシャイニグングという仕組みが広く用いられている。フランスでは、任意監査についての職業基準 (NP) 2910(小企業の財務諸表の監査業務に適用される職業基準)に加え、財務諸表の調製に関する基準(NP4410)のほか、計算書類のプレゼンテーション(presentation des comptes)業務について

の基準(NP2300)が策定されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計11件)

(1) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : 連合王国
筑波ロー・ジャーナル 26号, 2019年6月刊行予定、査読なし

(2) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : 連合王国における Example 6
会計 195巻5号, 445-458頁, 2019年、査読なし

(3) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : ドイツ(2)
筑波ロー・ジャーナル 25号, 291-336頁, 2018年、査読なし
部局HPで公開
<<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/02/fa81264d78681e1e7912dc5eacbd4f61.pdf>>

(4) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : ドイツ(1)
筑波ロー・ジャーナル 24号, 85-132頁, 2018年、査読なし
部局HPで公開
<<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/f24bf626c30b2dd3b1d3fa8b8af4be77-1.pdf>>

(5) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : スイス(2)
筑波ロー・ジャーナル 22号, 69-131頁, 2017年、査読なし
機関リポジトリなどで公開
<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=46639&file_id=17&file_no=1>
<<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2017/08/c7e4a9d0d92d91bc878d0c9c705f3c6e.pdf>>

(6) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : スイス(1)
筑波ロー・ジャーナル 21号, 193-234頁, 2016年、査読なし
機関リポジトリなどで公開
<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=46639&file_id=17&file_no=1>
<<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2017/05/c7e4a9d0d92d91bc878d0c9c705f3c6e.pdf>>

(7) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : IAASB/IFAC/フランス
筑波法政 65号, 1-13頁, 2016年、査読なし
機関リポジトリで公開
<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=36831&file_id=17&file_no=2>

(8) 弥永 真生

中小会社の計算 : ブラジル
筑波法政 64号, 1-18頁, 2015年、査読なし
機関リポジトリで公開
<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=35783&file_id=17&file_no=1>

(9) 弥永 真生

中小会社の計算書類の信頼性の確保 : EUと南アフリカ

筑波ロー・ジャーナル 18号, 83-110頁, 2015年、査読なし
機関リポジトリなどで公開
<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=34831&file_id=17&file_no=1>
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyou/tlj-18/tlj-18-kiji04.pdf>

(10) 弥永 真生
中小会社の計算書類の信頼性の確保 : デンマーク
会計 186巻2号, 137-148頁, 2014年、査読なし

(11) 弥永 真生
中小会社の計算書類の信頼性の確保(1)アメリカ(1)
筑波ロー・ジャーナル 16号, 37-61頁, 2014年、査読なし
機関リポジトリなどで公開
<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=32252&file_id=17&file_no=1>
<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyou/tlj-16/images/yanaga.pdf >

[その他]
従来、研究成果の公開に用いていたHPが利用できなくなったため、現時点では、Researchmapの「資料公開」で研究成果を公開している。
<<https://researchmap.jp/yanaga/%E8%B3%87%E6%96%99%E5%85%AC%E9%96%8B/>>

6 . 研究組織

(1)研究分担者
なし

(2)研究協力者
なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。